

小林市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年1月14日

小林市監査委員 畠中 光男
小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

定期監査（前期）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

3. 監査の対象

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和5年度も対象とした。

〔総務部〕 財政課

〔市民生活部〕 生活環境課、税務課

〔健康福祉部〕 福祉課、長寿介護課、こども課、
中央保育所、須木中央保育園

〔須木庁舎〕 地域振興課、住民生活課

〔教育部〕 学校教育課、社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、
小林学校給食センター、小林東方学校給食センター、
野尻学校給食センター

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

4. 監査の実施期間

令和6年9月13日から令和6年12月25日まで

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

6. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられた。内容を十分に検討の上、必要な措置を講じるとともに、指摘事項について全庁的な共有を図りながら、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 着眼点における指摘・要望事項

内部統制の充実強化について

地方自治法の一部改正により、都道府県及び指定都市においては、令和2年度から内部統制体制が整備されている。

内部統制制度は、これまでと全く異なった新たなことを始めるものではなく、事務が適正に執行され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務の執行主体である首長自らが行政サービスの提供等における事務上のリスクを評価・コントロールし、事務の適正な執行を確保する体制のことである。本市は内部統制体制整備の義務化の対象自治体ではないが、内部統制

の基本的な枠組みに基づき既存の取組みを整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

監査の着眼点に示す昨年度の指摘事項に対する改善状況の結果は、対象課において全体的に改善が図られている。監査結果が業務に生かされていると感じる一方で、過去に口頭で指摘した内容や他課で指摘した内容と同様のものが見受けられた。これらについては、職員の「関係法令及び財務関係諸規程」の理解不足に加え、組織としてのチェック体制の不備など、内部統制が十分機能していないことに起因すると考えられる。各課においては、「グループ及びマネジメントチーム設置に関する基準」に示されている役割を改めて認識し、組織のマネジメントの強化を図られたい。また、事業統括課においては、改めて事務処理における取扱規程やグループ制の運用と管理について周知徹底を行い、全庁的な内部統制の充実強化に努められたい。

契約事務について

契約事務については、これまでも適正な事務の執行を求めてきたところである。

地方公共団体が締結する契約（公共調達）は、一般競争入札が原則であり、随意契約は競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な契約である。

随意契約を締結するほとんどの場合は、各課で執行されており、その内容も様々であるが、小林市財務規則及び小林市随意契約ガイドラインに則った取り扱いを行い、前例にとらわれることなく、契約内容をその都度精査し判断を行う必要がある。市が行う契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務及び事業の目的達成のための手段として締結され、その多くは公金の支出を伴うことから、手続きについては厳格な公共性、透明性が要求されている。随意契約とした理由、根拠及び契約内容が適切かは基本的事項であり、事務処理についても一つ一つが重要なものとなる。随意契約が例外的な契約であることを念頭に、入札に付すべきか否か、見積書の内容の確認等決裁時には十分に確認されたい。契約においては、多様な形態が見られることから、安易に各自で判断することなく、事業統括課に確認するなどして事務処理を進められたい。

また、事業統括課においては、ガイドラインの充実を含め、より実務的な研修を実施するなど、職員が適正に事務処理を行うための支援により一層努められたい。

(2) 各課における指摘事項（◎は昨年度と同様の指摘事項）

財政課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

生活環境課

- 契約事務において、随意契約協議書の作成漏れが1件見られた。
- 契約事務において、入札に付すべきところ、随意契約を行っているものが1件見られた。

税務課

- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が1件見られた。

福祉課

- 給付金の支出事務において、精算が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 業務委託契約書において、印紙税法に規定されている額よりも少額の収入印紙が貼付されているものが1件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、時間外勤務区分の記入漏れが多数見られた。
- 週休日の振替及び休日の代休命令簿において、記入漏れが2件、週休日の振替命令を行っているにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しているものが1件見られた。
- 旅行命令書において、保管されていないものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、用務地の記入漏れ、旅行日の記入漏れ等が多数見られた。
- 準公金である「日本赤十字社宮崎県支部小林市地区」の出納事務において、収入伝票と支出伝票の作成漏れが6件見られた。

長寿介護課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

こども課

- ◎ 委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

中央保育所

- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- 備品の管理において、備品シールの貼付漏れが4件見られた。

須木中央保育園

- 契約事務において、不適切な手続きが1件見られた。
- 見積書において、決定印漏れが1件見られた。

須木庁舎 地域振興課

- 行政財産の目的外使用に対する使用料（土地）の免除において、市長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが1件見られた。

須木庁舎 住民生活課

- 見積書において、決定印漏れが1件見られた。

学校教育課

- 旅費において、支給が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。

社会教育課

- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- ◎ 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。
- 貸与品台帳において、作業衣の登載漏れが1件見られた。
- 準公金である「小林市姉妹都市交流事業実行委員会」の出納事務において、不適切な会計処理が見られた。

文化会館

- 業務委託契約において、契約書を紛失しているものが1件見られた。
- 契約準備伺書において、財政課長の合議印漏れが1件見られた。

スポーツ振興課

- 行政財産の目的外使用に対する使用料の免除において、教育長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが4件見られた。
- 補助金の実績報告書において、報告書に添付された領収書に個人へのポイント付与が2件見られた。また、不適切な支出が5件見られた。

小林学校給食センター

- 特に指摘する事項は認められなかった。

小林東方学校給食センター

- 特に指摘する事項は認められなかった。

野尻学校給食センター

- 特に指摘する事項は認められなかった。

議会事務局

- 旅行命令書において、作成漏れが1件見られた。

選挙管理委員会事務局

- ◎ 契約事務において、契約準備伺の決裁を受けずに契約しているものが1件見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行者印漏れが多数見られた。
- 準公金である「宮崎縣市町村選挙管理委員会連合会西諸県支会」の出納事務において、準公金会計事務届出書が会計管理者に提出されていなかった。また、支払伝票の作成漏れ及び金銭出納簿の記入漏れにより、金銭出納簿の残高と通帳の残高に相違が見られた。加えて、収入伝票の事務局長印漏れが3件見られた。

農業委員会事務局

- 見積書において、見積日の不適切な訂正（砂消しゴム）が1件見られた。
- 契約事務において、契約書原本に（案）と記載されているものが1件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。